

秋田市告示第208号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年7月11日

秋田市長 穂 積 志

事業所名称	所在地	指定年月日
エールデイサービス秋田店	秋田市下北手松崎字家ノ前4番地4	令和5年6月1日
訪問介護事業所エール秋田	秋田市高陽青柳町3番40号 タウニィ高陽201号室	令和5年6月1日
SOMPOケア 秋田仁井田 訪問看護	秋田市仁井田新田一丁目5番15号 K S ビル2階206号室	令和5年6月1日
特定施設入居者生活介護事業所 きららいずみ	秋田市泉馬場13番20号	令和5年6月1日